

## 第74回国民体育大会下妻市協賛取扱要項

### 1 目的

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される第74回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同する企業等から協賛の申し出があった場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

### 2 協賛の実施方法

- (1) 企業等から協賛の申し出があった場合は、第74回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が受け入れることとする。
- (2) 協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 協賛を受け入れた場合は、協賛受領証明書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

### 3 協賛の形態

- (1) 物品協賛  
大会運営用物品や歓迎装飾用物品など具体的な物品提供。
- (2) 広告協賛  
実行委員会が実施する広報活動への支援。
- (3) 施設協賛  
企業等が所有する施設などの提供、貸与による支援。
- (4) その他の協賛  
その他、実行委員会が認めるもの。

### 4 協賛として取り扱わないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 法令、公の秩序または、善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動等に関わるものであると認められるもの。
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認めるもの。
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの。

### 5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、以下の内容で協賛の表示をすることができる。
  - ア 協賛物品への協賛企業・団体名の表示。
  - イ ホームページへの企業・団体名等の紹介。
  - ウ 各種印刷物及び配布物への企業・団体名の表示。
  - エ その他、実行委員会が認めるもの。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、協賛者の広告宣伝等が必要以上に強調されない

よう留意する。ただし、既存の製品提供の場合を除く。

## 6 使用禁止の大会呼称

協賛企業の大会呼称については、(公財)日本体育協会といきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会が共同で実施する企業協賛制度に則り、次号については使用できないものとする。

- (1) 国体パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、オフィシャルサプライヤー、大会協力企業の呼称。
- (2) 市・競技を限定せず、大会全体を指す呼称。

## 7 協賛への謝意

協賛を受け入れた場合は、必要に応じて市ホームページ等にその旨を掲載するなど、市民周知に努めるものとする。また、付表1の謝意実施基準に基づき、協賛者へ謝意を表すものとする。

## 8 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、2017年6月1日から2019年8月30日までとする。

## 9 その他

この要項に定めるもののほか、大会協賛の取り扱いに関して必要な事項は、別に定める。

### 付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

### 付則

この要項は、平成29年5月16日から施行する。

### 付則

この要項は、平成30年5月18日から施行する。